⑻　本工事は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施工される公共工事であるため、工事請負契約書第34条第１項中「10分の４」を「10分の５」に読み替え、同条第５項中「10分の４」を「10分の５」に、「10分の６」を「10分の７」に読み替え、同条第６項及び第７項中「10分の５」を「10分の６」に、「10分の６」を「10分の７」に読み替えるものとする。

また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第86条第１項による調査を受けた者との契約については工事請負契約書第34条第１項中「10分の４」を「10分の２」とし、第５項、第６項及び第７項もこれに準じて割合を変更するものとする。なお、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

⑼　契約締結後に工事請負契約書第45条の２（談合等不正行為があった場合の違約金等）に示す事項に該当する場合は、請負代金額（契約締結後、請負代金額の変更があった場合は、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金として支払わなければならない。

⑽　本工事は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行工事である。

⑾　本工事は、入札説明書の交付、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う（以下「電子入札方式」という。）対象工事である。なお、電子入札方式によりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑿　本工事は、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」（平成23年４月28日法律第61号）に基づき実施する工事である。

２　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑵　農林水産本省における平成23・24年度一般競争参加資格の「土木一式工事」に係るＡ等級の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房経理課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　農林水産本省における「土木一式工事」に係る経営事項審査に基づく総合評定値通知書の総合評点が、1,500点以上であること（２⑵の再確認を受けた者にあっては、当該再審査の総合評点が1,500点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成13年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した次の同種又は類似工事の施工実績を有すること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種又は類似工事の施工実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工実績が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

①　同種工事は、次の工事の施工実績を有していること。

漁港又は港湾における係船岸（鋼矢板式に限る。）工事

②　類似工事は、次のア、イとし、ア又はイのどちらかの施工実績を有していること。

ア　漁港又は港湾における係船岸（鋼矢板式を除く。）工事

イ　漁港又は港湾における矢板式護岸（ただし、海上工事に限る。）工事

⑹　水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）のうち、平成20年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する場合においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該実績がない場合にはこの限りではない。（ただし、共同企業体にあっては、全構成員の平均で65点以上であること。）

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

３）平成13年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した、次の同種又は類似工事の施工経験を有する者であること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１名が同種又は類似工事の施工経験を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工経験が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

①　同種工事は、次の工事の施工実績を有していること。

漁港又は港湾における係船岸（鋼矢板式に限る。）工事

②　類似工事は、次のア、イとし、ア又はイのどちらかの施工実績を有していること。

ア　漁港又は港湾における係船岸（鋼矢板式を除く。）工事

イ　漁港又は港湾における矢板式護岸（ただし、海上工事に限る。）工事

４）水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）のうち、平成20年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工経験を有する者においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該経験がない者はこの限りではない。

⑻　品質管理に対する技術的所見、施工上の課題に対する技術的所見、施工上配慮すべき事項に対する技術的所見が適正であること。

⑼　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、水産庁長官から「水産庁建設工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年９月14日付け19水漁第2012号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

入札参加者は、価格、本工事においての施工体制、簡素な施工計画、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力をもって入札を行い、３⑴の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、３⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の基準（以下「調査基準価格」という。）に該当する場合は、予決令第86条第１項の調査を行うものとする。

⑴　評価対象要件

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

２）評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　評価項目と評価基準

１）標準点　競争参加資格を満たす者には、「標準点」100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　評価項目は次の①～④とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、「施工体制評価点」の最高点は30点、「加算点」の最高点は30点とする。

①　施工体制

②　簡素な施工計画

ア　品質管理（鋼材の腐食対策、鋼材の輸送・保管方法）に対する技術的所見

イ　施工上の課題（施工時における既存構造物への対策）に対する技術的所見